

# 業務指示書

## ベナン国アトランティック県小学校建設計画 協力準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月14日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年9月20日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）

第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

（ ）法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：学校施設建設・整備にかかるBD, OD, DD及びSV

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。

なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／建築計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：学校建設に係るBD, OD, DD及びSV
- 2) 対象国又は同類似地域：ベナン 及びアフリカでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語又はフランス語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 建築設計/設備計画】

- 1) 類似業務の経験：学校建設に係るBD, OD, DD及びSV
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 教育計画】

- 1) 類似業務の経験：初等教育プロジェクト実施に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベナン 及びアフリカでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語又はフランス語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年9月26日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(O) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

1) 通訳に係る経費、2) 地形測量及び地質・地盤調査に係る経費

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27001号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XOF1 = 0.1742 円 , US\$1 = 102.129 円 , EUR1 = 114.257 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プrezentationは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法 :

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／建築計画

建築設計/設備計画

教育計画

## (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.12 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月11日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)  
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

**プロポーザル評価表**  
**ベナン国アトランティック県小学校建設計画 協力準備調査**

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／建築計画	(30.00)	(14.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 建築設計/設備計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 教育計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 要請の背景・経緯

ベナン共和国は、一人あたり GNI が 890 米ドル（2014 年、世界銀行）、人間開発指標は 187 カ国中 165 位（2014 年、UNDP）であり、後発開発途上国（LDC）に位置付けられている。当国政府は、第三次貧困削減戦略文書（PRSP 2011-2015）において、貧困層に対する社会サービス（教育、水、保健等）の提供を課題と位置付け、教育セクターについては、「基礎教育へのアクセス及び教育の質の改善」を重点分野としている。

当国における初等教育総就学率は、JICA が初の小学校建設協力を開始した 1996 年には 68% であったが、全国各地で小学校建設を進めた結果、2006 年には 95% にまで改善した。同年、当国政府は、教育セクターの上位計画として、「教育セクター10 力年計画（Plan Décennal de Développement du Secteur de l' Education : PDDSE 2006-2015）」を策定し、初等教育を完全無償化した。これに伴う就学児童数の増加に対し、教室建設が追い付かず、1 教室あたりの平均児童数は 48 名（2004 年）から 57 名（2014 年）となり、劣悪な教育環境により低下した学習効率の改善が喫緊の課題となっている。当国政府は、2015 年に PDDSE のレビューを実施し、かかる状況を改善するためには、次期 10 力年（2016-2025）において約 13,500 教室（1,350 教室／年）の増設が必要になるとしている。

JICA は、1996 年から総就学率改善のため全国各地で小学校を建設してきたが（第一～三次）、2006 年以降は、上述のとおり完全無償化以降の増大する児童数に対応するため、当時、特に教室数の不足が深刻であった中部及び北部における既存校の増築（第四～五次）を進めてきた。

アトランティック県小学校建設計画（以下、「本プロジェクト」という。）の対象地であるアトランティック県は、当国南部に位置し、最大の経済都市であるコトヌ市に隣接、ベッドタウンとして人口増加が進んでいる。その結果、1 教室あたりの平均児童数は 82 名（2014 年）と当国基準（40 名）の約 2 倍となっており、上述した最新のレビュー結果において、教室増設に係る最優先県に指定されている。本事業は、当国における年間建設需要の 1 割強を満たす約 160 教室の増設を図るものであり、当国における次期 PDDSE10 力年計画に貢献するものとして位置付かれている。

このような背景のもと、ベナン政府は、アトランティック県を対象として、本プロジェクトについて、我が国に対して無償資金協力による支援を要請した。今回の準備調査は、要請内容の必要性及び妥当性を確認し、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

### 2. プロジェクト概要

#### （1）上位目標

ベナン国における初等教育の質が改善される。

#### （2）プロジェクト目標

対象地域における初等教育の学習環境が改善される。

#### （3）期待される成果

対象地域における初等教育施設が整備される。

#### （4）プロジェクトの成果指標

1) 成果指標（数値）：対象地域において継続利用可能な教室数・当該教室で学ぶ児童数・1 教室当たりの児童数・1 教室当たりの児童と教員の割合、対象校における就

学児童数・1教室当たりの児童数・1教室当たりの児童と教員の割合等。

2) その他成果指標：本調査にて検討する。

(5) 我が国への要請概要

アトランティック県における小学校の建設及び、教育家具の調達。詳細は以下のとおり。

1) 施設

教室棟(50校・162教室)

トイレ(50棟)

2) 教育家具

児童用机・椅子、教師用机・椅子、管理者室用家具(机・椅子)

3) ソフトコンポーネント

学校の維持管理のためのマニュアル作成

(6) 対象地域(サイト)：

アトランティック県

(7) 関係官庁・機関

主管官庁：就学前・初等教育省(MEMP: Ministère des Enseignements Maternel et Primaire)

実施機関：計画・予測局(DPP: Direction de la Programmation et de la Prospective/MEMP)

(8) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

1) 我が国の主な援助活動

ア 無償資金協力

プロジェクト名	E/N 署名日	サブ スキーム	対象地域
第一次小学校建設 計画	1996年 9月24日	一般プロジェクト無 償	アトランティック県、モノ県
第二次小学校建設 計画	1997年 6月26日	一般プロジェクト無 償	アタコラ県、ボルグ県、ウエ メ県、ズー県
第三次小学校建設 計画	2003年 9月12日	一般プロジェクト無 償	アタコラ・トンガ県、アトラ ンティック・リトラル県、ボ ルグ・アリボリ県、モノ・ク フォ県
第四次小学校建設 計画	2007年 12月5日	コミュニティ開発無 償	クフォ県、コリーヌ県、ズー 県、ウエメ県ダンボ市
ジョグー初等教員 養成機関能力強化 計画	2011年 8月12日	一般プロジェクト無 償	トンガ県ジョグー市
第五次小学校建設 計画	2012年 12月5日	コミュニティ開発無 償	アタコラ県、トンガ県

2) 他ドナー等の援助活動

・世界銀行/イスラム開発銀行/アフリカ開発銀行等：これらのドナーから構成される  
コモンバスケットを通じて27教室を建設中。

・ベナン政府による住民参加型の小学校建設イニシアティブにより144教室を建設中。

3. 業務の目的

プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、プロジェクト実施に対する我が国無償資金協力の位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項等を提案することを目的とする。

#### 4. 業務の範囲

本業務は、ベナンから要請のあった「アトランティック県小学校建設計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がベナン側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

#### 5. 実施方針及び留意事項

##### (1) 調査全体の方針

本業務では、現地企業の活用による無償資金協力施設・機材等調達方式（現地企業活用型）の活用を前提とし、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。また、本業務では、要請内容及び実施済のコミュニティ開発支援無償案件等の実績等をもとに、現地仕様・設計に必要と考えられる改善を加えた上で、無償資金協力を実施するために必要な概略設計調査を行う。

##### (2) 日本による小学校建設の付加価値の検討

本業務では、国家開発計画、教育政策、教育セクター開発計画等の情報収集及び、過去の無償資金協力事業で実施したソフトコンポーネントで作成された学校維持管理マニュアルの活用状況等を踏まえ、日本が小学校建設を支援することによりどのような付加価値を付けられるのか具体的に提案することが求められる。

##### (3) 無償資金協力の実施段階における実施体制・施工監理体制

本プロジェクトの実施は、被援助国に登記されている業者を対象とした一般競争入札を想定し、本調査を受注した本邦コンサルタント（以下、本邦コンサルタント）が現地における入札、現地企業との契約・支払い支援、施工監理、調達監理等を行うことを前提に実施体制を検討する。被援助国に案件を実施することができる施工業者が存在しない等、技術的に被援助国の業者のみでの実施が困難、もしくは困難と想定される場合には、その周辺国等第三国との施工・調達業者を含めることを検討する。

また、現地企業の能力を慎重に分析し、必要と判断される場合は、本邦コンサルタントによる現地企業の施工管理支援（建設資機材の調達計画策定支援、施工図、製作図作成支援等）の実施も含め、円滑な事業実施、施工品質の確保に必要な対策を提案し、施工計画／調達計画等に反映する。なお、建設資機材の調達計画及び施工図、製作図等は、現地企業向けの参考資料の位置づけとする。施工監理体制については、先行案件の教訓・好事例についても分析・反映のうえ、経済的にも技術的にも適切な体制を提案することとする。なお、それら提案に際しては、コスト縮減にも十分留意する。

入札公示から契約までの手続、工期遅延・契約解除等の懸念が生じた場合の法務面の対応について先方実施機関の実施体制を確認し、弁護士または調達アドバイザーの配置の必

要性の有無等を検討する。また、プロジェクトの実施における4者協議（先方実施機関、本邦コンサルタント、現地企業、JICA）の実施について検討する。

#### （4）現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査Ⅰ、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査Ⅱ、の計2回の渡航を予定している。それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

#### （5）計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時、当機構と十分な協議を行うこと。

なお、特に以下の2つの段階においては、本邦コンサルタントはJICAが開催する会議に参加し、内容を確認することとする。

- 1) 現地調査Ⅰ帰国時：現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ報告する。また、設計・積算方針会議にて、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
- 2) 現地調査Ⅱ派遣前：計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

#### （6）設計・積算に係る参考マニュアル

本業務において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」、同補完編・機材編（2016年4月）、及び2015年11月に策定された「施設・機材等調達方式（現地企業活用型）無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル（試行版）」を参照する。同マニュアルは、設計、積算を行う上で留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

#### （7）対象候補サイト選定に係る調査方針

ベナンからの要請サイトであるアトランティック県において、要請の50校のうち、40校を調査対象とする。現地調査Ⅰにおいては、協力対象校、施設コンポーネントの優先順位およびサイト選定の基準を合意の上、サイトの調査を実施し、調査結果を踏まえて事業対象サイトの絞り込みを行うものとする。踏査に際しては、ベナン側政策、就学需要、アクセスや水源等を含むサイト条件、土地の確保、既存施設及び学校運営状況、事業規模（サイト数）、施工監理/管理拠点からサイトまでの距離、現地企業の施工能力、邦人立入にかかる安全性（携帯電話電波状況、幹線道路からの距離、治安状況、州都からサイトまでの移動時間）、他ドナーとの重複等の情報を収集・分析する。

その結果を踏まえ、JICAはベナン側との協議のうえで、協力対象校の最終的な優先順位について必要に応じて見直しの上、合意する。なお、現地調査Ⅰの結果、対象サイトの追加・変更が必要となった場合は、別途対応を検討する。

#### （8）計画コンポーネントの優先順位の確認

無償の実施段階にあたっては、E／N後の詳細設計・入札結果により計画コンポーネン

トの一部が実施できない可能性もあるため、対象校および各コンポーネントの優先順位及びスコープカットのリスクについて、ベナン側と十分協議を行った上で確認を行う。また要請されていないものの必要なコンポーネントがあれば、ベナンの標準的な初等教育施設と照らした上で、追加のコンポーネントの要否を確認し、必要であれば対象に含めることとする。

#### (9) 報告書・提出物等の作成方針

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力に係る報告書作成のためのガイドライン」(2015年4月改訂版)（以下、「無償報告書ガイドライン」と記載する。）に従う。

### 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

#### <国内事前準備>

- (1) 要請書および関連資料の解析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握し、調査全体の方針・方法、現地調査計画ならびに協力計画案を検討する。
- (2) ベナン政府・主要ドナーの教育セクターにおける関連報告書を精査し、基礎情報を収集するとともに、現地調査計画・協力計画を検討する参考とする。
- (3) 上記(1)(2)を踏まえて、インセプション・レポート（我が国無償資金協力制度、調査・協力の方針・計画、留意事項、双方の役割分担など）、質問票を作成する。

#### <現地調査Ⅰ>

##### (1) インセプション・レポートの説明・協議

総括・計画管理団員に協力し、インセプション・レポート（我が国無償資金協力制度[特に施設・機材等調達方式（現地企業活用型）]、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、留意事項、双方の役割分担等）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

##### (2) プロジェクトの背景、目的、経緯の確認

###### 1) 要請内容の確認

先方との協議を通じて、本計画の政策的な背景・目的を明確にするとともに、要請された内容、ベナン国実施体制（組織・予算等）、要請されている各コンポーネントの優先順位を確認する。

###### 2) 教育・社会事情調査

- ア 国家開発計画、教育政策、教育セクター開発計画等、上位計画における本計画の位置づけを確認する。
- イ 本計画の実施妥当性を検証するために必要となる教育セクターの基本統計、データ、資料等を収集する。
- ウ アトランティック県における初等教育施設建設・改修の進捗状況と今後の整備計画、要請対象地域の社会環境を調査し、要請地域・要請校の位置付けを確認する。
- エ 1教室あたり適正児童数等の基準や通学圏を踏まえた学校設置基準、教育施設整備基準等を確認する。
- オ 対象地域における初等教育に関する以下の項目を含む状況を確認し、必要教室数及びコンポーネント等を検討する。

- ・現在の男女別児童数及び将来の予測
- ・ジェンダー格差
- ・立地による格差
- ・特別な支援が必要な生徒の状況
- ・地域コミュニティーの状況
- ・父母会の状況
- ・対象地域における特異な教育事情の有無

- カ 対象校における教員配置状況及びその資質（教員資格等）を確認する。
- キ ベナンにおける初等教員の育成状況と今後の計画を確認する。
- ク ベナン就学前・初等教育省(MEMP)及び計画・予測局(DPP)の教員採用・配置計画を確認する。
- ケ 代表的な初等教育における年間の学校運営予算（学費、政府補助金等）に関し、予算計画及びその執行管理状況を確認し、施設の維持管理に関する実態を確認する。
- コ 主要な他ドナーによる教育分野の事業概要を確認する。
- サ 他ドナーによる初等教育施設整備の計画、実施状況（実施体制、設計・仕様、建設費等）を把握し、計画の参考とする。初等教育施設整備計画に関しては、計画対象校、協力内容等を確認し、本プロジェクトとの重複がないことを確認する。
- シ ベナンのスクールイヤーを確認する。

### （3）プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である計画・予測局(DPP/MEMP)について、その組織・人員体制、財政・予算、施工監理技術水準等の実施体制を確認する。また、学校の教員雇用計画、児童募集、資金調達等の実施体制も併せて確認する。

### （4）候補サイト状況（自然条件等含む）調査候補サイトの踏査

- ア 計画・予測局(DPP/MEMP)と協議の上、選定した全ての候補サイトの踏査を行い、サイトの状況（敷地の広さ・形状、傾斜、くい打ちの必要性、特殊土壌の有無、既存建造物の有無・配置状況、教室過密状況、自然条件等）、アクセス、土地の確保状況、土地の所有権、水道・電気等の引き込み状況、雨季の施工計画に与える影響等の調査を行い、必要に応じて優先順位の見直しを行う。
- イ 要請のあったトイレについては、対象県内の初等教育施設の現状等を確認するなどし、その整備の必要性を確認する。その他要請されていないが必要なコンポーネントがあれば先方と協議の上、その適否を検討する。なお、敷地の形状や年間雨量等をもとに、計画敷地内における雨水排水のための施設整備についても討する。
- ウ 本業務にて行う設計、施工計画、積算について、必要な精度を確保するため、建設予定地における気象、地質、地盤等に係る基本的情報を収集するとともに、以下に示す自然条件調査を行う。自然条件調査については、現地再委託にて実施することを認める。
- ① 地形測量
  - ② 地質・地盤調査

自然条件調査の詳細は別紙1のとおりであるが、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、本邦コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(5) 現地企業、現地コンサルタント、調達事情に係る調査

- ア 対象国における先行無償案件として、コミュニティ開発支援無償による小学校建設、教員養成校建設における調達実績及び施工実績の確認を行う。
- イ 本プロジェクトで現地企業を活用する場合の免税措置、免税対象となりうる事業・団体の種別、税の種類、免税に係る具体的な手続について情報収集を行う。
- ウ 対象国におけるコンサルタント・施工業者に係る登録制度、ランク・カテゴリー区分、対象国政府またはドナーによる同種の規模・内容の工事の入札参加資格に關し、情報収集を行う。特に、登録制度及びランク・カテゴリー区分 については、審査・評価基準、登録の更新頻度、同一ランク・カテゴリーに区分される企業数等について情報収集を行う。また、対象国政府またはドナーの同種の工事については、工期及びコストに關し、実績について聞き取り調査を行い、本事業で設定すべき入札参加資格の検討を行う。
- エ 対象国政府における公共調達の実施主体・手続決裁過程、入札公示から契約までの標準期間等について、対象国における法制度上の根拠を含め、情報収集を行う。他ドナーにも聞き取り調査を行い、入札から契約までに要するプロセス・期間に係る検討を行う。契約において現地企業が提出を求められる各種保証について、保証の種類、発行主体、回収に要する手續・期間等をリストアップする。また、対象国における公共調達制度をもとに、本事業の入札から契約までのプロセスで留意すべき事項があれば、とりまとめる。(特に、ベナン施工業者に限定した一般競争入札の可能性については必ず確認する。)また、一般競争入札が困難な場合は、指名競争入札の可能性も併せて確認する。
- オ 先方実施機関に対し、本プロジェクトにおける現地企業等に対する資金支払方法の説明を支援し、実施段階における留意事項、現地企業等への支払に係る先方実施機関内の意思決定フロー（書類の回付順序）等をとりまとめる。
- カ 先方実施機関に対する聞き取り調査等をもとに、本プロジェクトで想定される規模の工事・家具製作を受注して実施しうる現地企業をリストアップし、同業者に關し、過去3年間の売上、過去5年間の施工元請としての受注実績、過去5年間の本事業と類似した工事の実績、過去5年間のドナーの建設工事の受注実績、大型トラック・給水車・コンクリートミキサー・発電機等の機材の保有状況、板金ベンダー・切断機・溶接機及び倉庫を備えた鋼製建具の製作所の所有の有無、従業員数・構成、前払保証等における銀行保証の取得可否等について情報収集を行う。また、過去3年間の財務諸表の収集等により現地企業の財務状況を把握し、本プロジェクトの実施における契約条件（支払回数、マイルストーン方式または出来高方式）の検討を行う。先方実施機関等への聞き取り調査、現地企業により施工された建築物の訪問調査を行い、リストアップした現地企業が本事業で想定される規模の工事・家具製作を受注して実施できるキャパシティを有するかを総合的に検討する。技術的に対象国の業者のみで実施が困難、もしくは困難と予測される場合には、その周辺国の業者を含めて調査を行う。リストアップする現地企業数は、全体で10社程度を目安とするが、本プロジェクトの実施におけるロット数等を考慮してリストアップする現地企業数を決定する。
- キ 対象国における現地コンサルタント事情（会社数、業務内容、要員、技術力、資金力、費用など）を確認する。
- ク 資機材・労務、資機材の輸送ルート等の調達事情を確認する。
- ケ 入札公示から契約までの手續、工期遅延・契約解除等の懸念が生じた場合の法務面の対応に係る先方実施機関の実施体制を確認し、本事業における弁護士及び調

達アドバイザーの配置の必要性を検討する。弁護士及び調達アドバイザーの配置が必要と判断される場合には、業務内容・配置期間等に係る仕様書を検討し、配置における留意事項を含め、とりまとめる。

- コ 現地企業及び現地コンサルタントの技術レベル・施工管理（監理）能力等から、円滑な事業実施、施工品質の確保等が懸念される場合には、施工管理支援策（資機材調達計画策定支援、施工図作成支援）等の方策を提案し、下記＜国内解析 I ＞（1）4）施工・調達計画等へ反映する。その他関連資料の収集及び本プロジェクトを検討する上で調達計画上留意すべき事項を把握する。

#### （6）施工計画調査（関連法規等）

当該国での設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。

#### （7）ソフトコンポーネント計画

ベナン側からの要請にある、学校建設後の維持管理マニュアルの作成の必要性を含め、ベナン側と協議の上、本プロジェクトにおける実施に係る運営面での支援（ソフトコンポーネント）の必要性の有無を検討する。また、ベナン国における過去の無償資金協力で作成した学校維持管理マニュアルの現地での普及状況や本事業での活用の可能性についても併せて検討し、ソフトコンポーネントの必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネント・ガイドライン（第3版）（2010年10月改訂版）」を参照のこと。

#### （8）その他

諸条件が整った場合に実施することを前提とした上で、本案件における日本が無償資金協力で行うことの付加価値について、必要性・妥当性、実現可能性を含めて検討すること。その際、JICAが行った基礎研究「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」を参考にしつつ、ベナンの社会的ニーズから求められる機能を確認し、本案件にて付与できる付加価値について考察を行うこと。

#### （9）現地企業採用による事業の留意点

上記1)～8)を踏まえ、本プロジェクトに現地あるいは第三国業者を活用することの妥当性・可能性について確認し、実施に必要となる留意点（実施体制等）について整理する。

#### （10）ベナン側環境社会配慮に関する調査

ベナン側の環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本プロジェクトのカテゴリーを確認するとともに、本プロジェクトの実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。

第1次調査によって得られた環境社会影響関連事項を踏まえ、JICA環境ガイドラインに基づき、必要に応じて環境社会配慮カテゴリーの確認を含む次の調査を行う。

- ア スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- イ 重要な環境社会影響の予測
- ウ 影響の評価および代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- エ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- オ 事業許認可取得のために必要となる行政手続き実施支援

- 力 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）の検討  
キ 関連資料（含む環境チェックリスト案）  
ク ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

#### （11）相手国側負担事項の概要

相手国負担事項（用地確保、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保、電気設備の引き込み等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を得るために必要な調査・協議を行う。なお、本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないよう留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを税目ごとに詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

#### （12）安全対策

施工時の安全対策に関し、相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA建設工事安全管理ガイドンス」の趣旨を踏まえて調査を行い、先方政府の理解を得る。工事中の安全の確保のため、同ガイドンスの安全施工技術指針に留意し、現地調査結果をもとに本プロジェクト必要な安全対策を概略設計に反映する。施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成する。

#### （13）ジェンダー課題に関する調査

- ア 対象学校における児童数や教員数の男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- イ 既存施設視察、女子児童や女性教員に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、女子児童の就学促進のための改善案に関する情報を収集する。
- ウ 施設計画（設計仕様、トイレなど）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。
- エ 女子児童の中途退学の実態および原因に関する情報を収集し、女子児童の継続就学を促すための改善案に関する情報を収集する。

### <国内解析Ⅰ>

#### （1）プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。現地調査！帰国後30日以内を目処に設計・積算方針の要約をとりまとめ、設計・積算方針会議において説明を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。本プロジェクトは、施設・機材等調達方式（現地企業活用型）による実施を想定するので、対象サイトの数・分散度・アクセス等の本事業の実施上のリスクを総合的に勘案し、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

#### 1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

#### 2) 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

##### ア 施設計画

施設計画は、ベナン施設基準、既存初等教育施設の活用状況、カリキュラム、敷地（アクセス、既存インフラ）等の諸条件を踏まえ、要請コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。特に、要請のあったコンポーネントのうち、トイレ等の付帯設備、教育家具等については、対象県内の他の初等教育施設の現状等を確認するなどして、その整備の必要性を確認する。また、白蟻被害（蝙蝠被害）等の現状を踏まえ、本対策についても検討する。

##### イ 設備計画

設備計画については、ベナン整備基準、既存初等学校での整備状況等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

#### 3) 概略設計図

#### 4) 施工・調達計画

施工監理/管理拠点からサイト地までのアクセス状況、役務・資材等の調達事情、自然状況の影響、施工・労務関連法規等を勘案し、適切な施工体制、監理/管理体制、工程計画（工法、工期、入札ロット分け）、品質管理計画（品質基準の確保方法、資材毎の品質確保のための確認方法等）を作成する。

- ・施工・調達方針
- ・施工上の留意事項
- ・施工区分（ベナン負担工事との区分）
- ・施工監理方針・計画
- ・品質管理計画
- ・資機材等調達計画
- ・実施工程

現地企業の技術レベル・施工管理能力等から、円滑な事業実施、施工品質の確保等が懸念される場合には、施工管理支援策（資機材調達計画策定支援、施工図作成支援）等の方策を検討し、施工計画・調達計画に反映する。

#### （2）過去の案件に関する教訓等の情報収集

同一地域または同一国、類似分野で先行する案件がある場合は、先行案件の実施上の課題や教訓について、調査を行う。特に工期設定、現地企業・調達業者に関する情報、現地入札制度等について十分な情報を得ること。

#### （3）プロジェクトの運営・維持管理計画

初等教育施設の運営・維持管理計画（教員・事務員雇用、児童募集、資金調達、学校運営等）を整理し、その実現可能性について十分検討する。またプロジェクトの維持管理費を算定する。

#### （4）プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」

の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

#### 1) 準拠ガイドライン

現地もしくは第三国業者を活用する場合の概略事業費積算に当たっては、「施設・機材等調達方式（現地企業活用型）無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル（試行版）」（2015年11月作成）に基づき積算を行う。

#### 2) 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、現地仕様からの改善や管理体制を勘案した上で、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償報告書ガイドライン」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

#### 3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア 実施時期

イ 事業費（総事業費及び内訳）

ウ 概略の仕様

エ 入札方法（P Q基準、国際入札／国内入札等）

オ 契約条件（総価方式／B Q方式、支払い条件（履行保証の有無等）等）

カ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

#### 4) 過去の無償資金協力との事業費比較

別紙2「コスト比較表」により過去に無償資金協力により実施された類似案件との建設コストを比較する。また、「コスト比較表」については、上記3)の「事業費等のドナー比較資料」を兼ねて作成することも可とする。

#### 5) 予備的経費

本プロジェクトに係る予備的経費の検討のため、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、JICAに提供する。

ア 経済状況、市場変化にかかるリスク（為替変動、インフレ率等）

イ 工事量変動にかかるリスク

ウ 自然条件にかかるリスク（洪水、降水等）

エ 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ 治安状況にかかるリスク

#### (5) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

#### (6) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリス

クについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

想定しうる現地企業の工期遅延に係る各種リスク（資機材調達の遅れ・アンバランス、下請業者、サプライヤーへの支払いの遅れ等）を挙げて分析し、対応策をとりまとめる。また、併せて治安情勢の不安定化に伴う工事中断リスクを踏まえ、想定しうる現地企業の契約解除に係る判断基準、契約解除に至った場合の工事再開までの手順等をとりまとめる。

#### （7）プロジェクトの評価

本プロジェクトの成果を定量的かつ的確に評価可能な指標を検討・設定し、同指標設定に必要なデータの収集等を行う。

プロジェクトの評価については、妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的效果、②定性的効果に分類して評価し、定量的效果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

評価指標は、「基礎教育協力の評価ハンドブック（当機構図書館データベースからダウンロード可）及び、「無償資金協力開発課題別の標準指標例（[http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/ku57pq00001o5p8s-att/reference\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/ku57pq00001o5p8s-att/reference_01.pdf)）」を参照し、JICAと協議の上、設定する。

#### （8）準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取りまとめ、その内容について当機構と協議する。

### <現地調査Ⅱ>

#### （1）準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）を相手国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

### <国内解析Ⅱ>

#### （1）準備調査報告書等の作成

相手国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

ア 概略事業費（無償）積算内訳書

イ コスト縮減検討資料、ドナー比較資料

ウ 概要資料

エ 準備調査報告書

オ デジタル画像集

カ 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

なお、ア 概略事業費（無償）積算内訳書及び エ 準備調査報告書については、<国内解析Ⅰ>（1）プロジェクト内容の計画策定の時期から、当機構と事前打合せを行いながら作成することとする。

### 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、（6）から

(10) を最終成果品とする。

なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、ベナン実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) 業務計画書	: 和文 3 部
(2) インセプション・レポート	: 和文 1 部
	: 仏文 1 部
(3) 現地調査結果概要（現地調査Ⅰ）	: 和文 1 部
(4) 現地調査結果概要（現地調査Ⅱ）	: 和文 1 部
(5) 準備調査報告書（案）	: 和文 1 部
	: 仏文 1 部
(6) 概略事業費（無償）積算内訳書	: 和文 2 部
※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)	
(7) 概要資料	: 和文 1 部及び CD-R 1 枚
（※完成予想図を含む。）	
(8) 準備調査報告書	: 和文（製本版）8 部及び CD-R 2 枚
（※完成予想図を含む。）	: 仏文（製本版）15 部及び CD-R 2 枚
	: 和文（簡易製本版）2 部及び CD-R 1 枚
(9) デジタル画像集	: CD-R 2 枚（デジタル画像 60 枚程度）
(10) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版	: 仏文 3 部

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に仏文を作成し、JICA に提出する。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注6) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、仏文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査実施スケジュール

2016年11月上旬より国内事前準備を開始し、2016年11月中旬より現地調査Ⅰを行う。帰国後に国内解析Ⅰ（積算審査に要する期間を含む）を実施し、2017年6月下旬から現地調査Ⅱ／準備調査報告書（案）の説明、2017年7月上旬までに概要資料を提出、2017年9月上旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

項目	時期	2016年 11月	12月	2017年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国内事前準備		□										
現地調査Ⅰ（OD）			■									
現地調査結果概要				△								
国内解析					■	■	■	■	■	■		
現地調査Ⅱ（DOD）									■			
概要資料提出										△		
報告書提出											△	

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

##### (1) 調査期間：

全体： 約20.94M/M（通訳は含まない）

##### (2) 業務従事者の構成

- 1) 分野構成：(a) 業務主任/建築計画 (2号)  
(b) 建築設計/設備計画 (3号)  
(c) 教育計画 (3号)  
(d) 建設計画/自然条件調査/環境社会配慮  
(e) 施工計画/積算  
(f) 調達情報/調達計画  
(g) 通訳

2) 現地調査Ⅰ：(a) (b) (c) (d) (e) (f) (g)

3) 現地調査Ⅱ：(a) (d) (g)

\* 業務従事者構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者構成がある場合、理由とともにプロポーザルに含めて提案すること。

\* 教育計画については、教育分野の専門的な観点からソフトコンポーネントの提案をすることが求められている。

\* なお、通訳については、現地通訳手配についても提案可能とする。

##### (3) 通訳

本調査には通訳を必ず配置すること。日本から参団する通訳団員に加え、現地での通訳傭上も必要に応じ認める。傭上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。なお日本からの参団、現地での傭上にかかわらず、通訳傭上費は別見積りとする。

### 3. 配布資料等

#### <配布資料>

- (1) 「アトランティック県小学校建設設計画」無償資金協力要請書
- (2) 対象サイトのリスト
- (3) 無償資金協力 施設・機材等調達方式（現地企業活用型）の試行について

#### <参考資料>

(1) 以下の資料については JICA ホームページ  
([http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/index.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/index.html)) にて入手可能

- 1) ソフトコンポーネント・ガイドライン（第3版）（2010年10月改訂版）
- 2) 無償資金協力に係る報告書作成のためのガイドライン（2015年4月改訂版）
- 3) 協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）
- 4) 協力準備調査設計・積算マニュアル（補完編・機材編）（2016年4月）
- 5) 施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概算事業費積算マニュアル（試行版）（2015年11月改訂）  
([http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/plan\\_man.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html))

(2) 以下の資料については JICA 図書館サイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) にて入手可能

- 1) ベナン国 第五次小学校建設設計画準備調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008774.html>)
- 2) ベナン国 第四次小学校建設設計画 事業評価報告書  
([http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014\\_0711300\\_4\\_f.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_0711300_4_f.pdf))
- 3) ジョグ—初等教員養成機関能力強化計画 事前評価表  
([http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011\\_1160640\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_1160640_1_s.pdf))

(3) 以下の資料については JICA ナレッジサイトより入手可能

- 1) 基礎研究報告書「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」  
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0101.nsf/965655DEBA9E946249256F2B003E6F5B/39469AC99E7133C749257F8D001DCA6E?OpenDocument>)
- 2) 基礎教育協力の評価ハンドブック  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000002640.html>)

### 4. 当機構等からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

(1) 現地調査 I

- 1) 団員構成 : (a) 総括 (JICA)  
(b) 計画管理 (JICA)

2) 調査行程 : 約 9 日間

3) 調査目的 :

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、討議議事録（ミニッツ）を取りまとめる。

(2) 現地調査 II

- 1) 団員構成 : (a) 総括 (JICA)  
(b) 計画管理 (JICA)
- 2) 調査行程 : 約 9 日間

### 3) 調査目的：

準備調査報告書（案）について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる。

## 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタントに再委託して実施することができる。

### ア. 地形測量

### イ. 地質・地盤調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月改訂）」に則り選定および契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地企業の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、これらの調査に要する経費については別見積とする。

## 6. その他の留意事項

### （1）無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国無償資金協力（施設・機材等調達方式）として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」（2013年11月（2015年3月改正版））の様式－2および様式－3を準用した表を添付する。

### （2）業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任及び通訳は総括の滞在期間中、原則として総括の調査に同行するが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

## 7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAベナン支所、在ベナン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。加えて、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。なお、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

## 8. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

ベナン国アトランティック県小学校建設計画準備調査に係る  
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本プロジェクトにより新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、ベナン要請内容も勘案の上、本邦コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目（例）

（1）地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

（2）地質・地盤調査

目的：建築物の基礎設計に必要な情報を収集する。

内容：サウンディング試験、試掘等。また膨張性土等の有害土の有無の確認。

3. 対象サイト：全調査対象サイトを調査対象とすることを前提として計画する。

以上

## コスト比較表

※各項目に記載されているものはサンプルである。記載されている内容を参考に本資料を作成する。

項目	A国			
	一般無償 小学校建設計画 基本設計調査（19XX年）	コミュニティ開発支援無償 学校建設計画 概略設計調査 (平成XX年度)	XX国ドナー（または世銀） 学校建設	
積算時期	19XX年8月	20XX年6月	20XX年4月	
基本コンポーネント	普通教室、理科室、図書室、多目的室、教員室、管理室、便所、	普通教室、図書室、事務部門、教員室、一般理科室、化学・生物実験室、物理・技術実験室、美術工作室、コンピューター室、倉庫、便所、カンティーン及びシェード、家庭科室	普通教室、図書室、事務部門、教員室、理科実験室、コンピューター室、倉庫、便所	
建物	教室棟 便所棟 教員住居	3階一4階 教室棟に含む なし	3階 教室棟に含む なし	
平面計画	教室 寸法 面積 生徒数	6.6M×8.25M 54.4 m <sup>2</sup> 40	6.55M×8.1M 53.0 m <sup>2</sup> 40	6.55M×8.1M 53.0 m <sup>2</sup> 40
構造・仕上げ	基礎 構形式 床 壁 屋根 天井	布基礎 鉄筋コンクリート テラゾータイル モルタル/塗装 アスファルト防水 モルタル薄塗り/塗装	独立基礎2校、杭基礎3校 鉄筋コンクリート テラゾータイル モルタル/塗装 伸縮性塗膜防水 モルタル薄塗り/塗装	布基礎一部杭基礎 鉄筋コンクリート テラゾータイル モルタル/塗装 アスファルト防水 モルタル薄塗り/塗装
工 期	13か月/期分け	17.0か月	12.0か月	
総延べ床面積	53,974.55 m <sup>2</sup>	10,580.83 m <sup>2</sup>	1,787.00 m <sup>2</sup>	
教室棟床面積	53,974.55 m <sup>2</sup>	10,580.83 m <sup>2</sup>	1,787.00 m <sup>2</sup>	
建設教室数 (普通教室のみ)	388	69	12	

項目	A国		
	一般無償 小学校建設設計画 基本設計調査（19XX年）	コミュニティ開発支援無償 学校建設設計画 概略設計調査（平成XX年度）	XX国ドナー（または世銀） 学校建設
総事業費	4,040,920,622 円	904,843,576 円	99,066,786 円
直接工事費	2,664,706,965 円	630,355,061 円	99,066,786 円
間接工事費	903,673,945 円	0 円	0 円
家具・機材費	85,392,379 円	45,611,692 円	0 円
調達代理機関費	0 円	95,603,629 円	0 円
設計監理費	387,147,333 円	130,519,560 円	0 円
ソフトコンポーネント費	0 円	0 円	0 円
弁護士費	0 円	2,753,634 円	0 円
直接工費との比較 為替レート	US1=119.00 円	US1=106.73 円	US1=106.73 円
平米単価	49,370 円/延m <sup>2</sup>	59,575 円/延m <sup>2</sup>	55,437 円/延m <sup>2</sup>
教室単価	6,867,801 円/教室	9,135,581 円/教室	8,255,566 円/教室
物価指数			
19XX年=100	100	145	145
物価修正考慮後	1.45	1.00	1.00
為替レート修正 考慮後	0.90	1.00	1.00
平米単価	64,427 円/延m <sup>2</sup>	59,575 円/延m <sup>2</sup>	55,437 円/延m <sup>2</sup>
教室単価	8,962,481 円/教室	9,135,581 円/教室	8,255,566 円/教室

